2　競争参加資格

⑴　独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格又は全省庁統一資格において、平成32年度又は令和２年度の「物品の販売」で「A」又は「B」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格については、令和２年３月31日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。

⑸　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑹　独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第18条の規定に基づき、契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会　理事長）が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。

⑺　暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「誓約書」に誓約できる者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする。

①　〒102―8656 東京都千代田区隼町４番１号　独立行政法人日本芸術文化振興会　総務企画部契約課契約係　電話03―3265―6119

②　〒151―0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目18番１号　独立行政法人日本芸術文化振興会　国立能楽堂部事業推進課　電話03―3423―1133

③　〒542―0073 大阪府大阪市中央区日本橋１丁目12番10号　独立行政法人日本芸術文化振興会　国立文楽劇場部事業推進課　電話06―6212―5085

⑵　問合せ先　〒102―8656 東京都千代田区隼町４番１号　独立行政法人日本芸術文化振興会　総務企画部契約課契約係　雨宮　電話03―3265―6119

⑶　入札説明書の交付方法　本公告の日から独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰ（トップページ＞入札情報一覧）又は上記⑴の交付場所にて交付する。

⑷　入札書の受領期限　令和２年12月８日17時00分

※⑴～⑷の受付は土曜日、日曜日、祝日を除く10時から17時まで。

⑸　開札の日時及び場所　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする。

①　令和２年12月22日11時00分　東京都千代田区隼町４番１号　国立劇場本館３階　第５会議室

②　令和２年12月22日11時00分　東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目18番１号　国立能楽堂１階　第２会議室

③　令和２年12月22日11時00分　大阪府大阪市中央区日本橋１丁目12番10号　国立文楽劇場５階　会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を供給できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　誓約書の提出　本競争の参加希望者は、申請書提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

⑸　誓約書の遵守　上記⑷の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

⑹　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第１項各号に掲げる入札書は無効とする。

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　落札者の決定方法　本公告に示した物品を供給できると契約担当役が判断した入札者であって、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第５条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑼　手続における交渉の有無　無

⑽　「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会ＨＰトップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参照：https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html）

⑾　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: KAWAMURA Junko, President of the Japan Arts Council

⑵　Classification of the products to be procured: 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: ①Electricity to be used in National Theatre ②Electricity to be used in National Noh Theatre ③Electricity to be used in National Bunraku Theatre

⑷　Fulfillment period: From 1, April, 2021 through 31, March 2023

⑸　Fulfillment place: ①National Theatre ②National Noh Theatre ③National Bunraku Theatre

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall: (a)not come under Article 16 and 17 of the account prescription concerned by the Japan Arts Council, (b)have the Grade A or B qualification during fiscal 2020 in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by the Japan Arts Council (c)Not once being rejected, or under remaining denial, from the national order operations upon police request because of their practical operation by Boryokudan members or other anti-social bodies (d)Obtain registration of the electricity retail business in accordance with Article 2　2, of the Electricity Business Act (e)Fulfill the requirements mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2.